

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 10 月 23 日（金）第 765 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○保安林の指定（5件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○特定漁業者の規約の制定等に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	3
○公金の収納に関する事務の委託	（農業経済課取扱い）	3
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	4
○団体営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い）	4
○県営土地改良事業の工事の完了（4件）	（農地整備課取扱い）	4
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	（大隅地域振興局取扱い）	5
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	5

告

示

鹿児島県告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

南さつま市大浦町字本山11449番1、11449番3から11449番6まで、字大川路山11454番1から11454番3まで、11455番1、11455番3、11455番4、11456番2、11456番3、11456番49、11456番50、字ナキ山11675番1から11675番4まで、11675番17、11675番24、11675番25

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 保安林の所在場所
南さつま市大浦町字グワんツ13092番 1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 保安林の所在場所
枕崎市桜山本町195番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 保安林の所在場所
枕崎市田布川町1261番、1267番、1269番、1270番、1272番、1273番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 586 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

指宿市新西方字四枝 1449 番 3、1449 番 4・1459 番 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 587 号

出水市境町 225 番地 川元満徳及び出水市汐見町 1014 番地 木村美藏からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

1 区域 出水市区域（出水市のうち野田町上名及び野田町下名を除く地区）

2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第 588 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

鹿児島県信用農業協同組合連合会

鹿児島市鴨池新町 15 番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

農業改良資金の貸付事業に係る償還金及び違約金の収納

- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日

鹿児島県告示第 589 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手育成対策）（旧：水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型））（農業用排水施設整備）田尻地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 10 月 26 日から同年 11 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地林務課

鹿児島県告示第 590 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 1 項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営村づくり交付金吉野地区井上換地区の換地計画に係る換地処分は、令和 8 年 9 月 29 日に行われた。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第 591 号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（客土）溝辺地区の工事は、平成 15 年 6 月 13 日に完了した。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第 592 号

土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（経営体育成型）（農道整備）米丸地区の工事は、平成 31 年 3 月 28 日に完了した。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第 593 号

土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（経営体育成型）（農業用排水施設整備、暗渠排水及び区画整理）米丸地区の工事は、令和 3 年 6 月 2 日に完了した。

令和 8 年 10 月 23 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第 594 号

土地改良事業県営農村地域防災減災（農用地利用保全）目丸下池地区の工事は、令和 4 年 12 月 21 日に完了した。

令和 8 年 10 月 23 日

大隅地域振興局告示第 39 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 8 年 10 月 23 日

大隅地域振興局長 坂脇 健一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサー ビス・クローバー	曾於市大隅町中 之内 8154 番地 3	特定非営利活動法 人みどりの庭	曾於市末吉町諏 訪方 6227 番地 5	磯邊 貴志	令和 8 年 9 月 30 日	放課後等 デイサー ビス
こども発達相談セ ンターにじいろ	鹿屋市打馬一丁 目 11250 番地 1	特定非営利活動法 人にじ	鹿屋市打馬一丁 目 11250 番地 1	山下 律子	令和 8 年 10 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第 40 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 10 月 23 日

大隅地域振興局長 坂脇 健一

事業所		申 請 者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
まある	鹿屋市田崎町 2225 番地 33	有限会社広優	鹿屋市川西町 2483 番地	福元 朝代	令和 8 年 10 月 1 日	児童発達 支援
放課後等デイサー ビス・クローバー	曾於市大隅町中 之内 8154 番地 3	特定非営利活動法 人せいいか	曾於市大隅町中 之内 5279 番地 1	花牟禮凜聖	令和 8 年 10 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第 41 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 10 月 23 日

大隅地域振興局長 坂脇 健一

事業所		申 請 者			指定年月 日	障害福祉 サービス の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
久遠スマイリング サポート	鹿屋市横山町 2113 番地	有限会社松田設計 事務所	鹿屋市西原二丁 目 27 番 3 号	松田 守男	令和 8 年 9 月 1 日	居宅介護
単独型短期入所は るいろ	鹿屋市西原一丁 目 19-9	一般社団法人博悠 会	鹿屋市上谷町 11196 番地 2	末吉 宣博	令和 8 年 10 月 1 日	短期入所